

答申第 1108 号

諮問第 1763 号

件名：行政文書ファイル管理簿（令和 5 年 6 月）の開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求に対し別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 7 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が令和 5 年 7 月 26 日付けで本件行政文書を特定して行った開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受理

令和 5 年 7 月 12 日、請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）に来庁し、行政文書開示請求書を記入の上提出したため、処分庁は、請求人からの

行政文書ファイル管理簿（令和 5 年 6 月）

個人情報取扱事務登録簿

（ともに、請求日現在、稲沢署警務課で保管するもの）

を対象とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

##### (イ) 本件処分決定

本件開示請求の対象となる文書については、不開示部分がないことから、行政文書開示決定通知書（令和 5 年 7 月 26 日付け、務住発第 2734 号）により、請求人に通知した。

##### イ 行政文書ファイル管理簿について

本件開示請求の対象となった「行政文書ファイル管理簿」とは、処分

庁が管理する行政文書の開示に関する規則（平成13年8月31日付け、愛知県公安委員会規則第8号）に基づき、行政文書ファイル及び行政文書の管理を適切に行うため、これらの名称その他の必要な事項を記載した帳簿であり、処分庁が管理する行政文書に係る開示請求の受付等を行うための窓口（以下「情報公開窓口」という。）に備え付け、一般の閲覧に供している帳簿である。

行政文書ファイル管理簿には、愛知県警察行政文書管理規程（平成16年11月26日付け、愛知県警察本部訓令第27号。以下「文書管理規程」という。）第86条に基づき作成される、平成17年以降に作成又は取得した行政文書について記録した管理簿（以下「新管理簿」という。）及び文書管理規程の附則の3の経過措置により、すでに廃止となった規程、愛知県警察文書管理規程（平成13年5月2日付け、愛知県警察本部訓令第14号。以下「旧文書管理規程」という。）第38条第1項に基づき作成される、平成16年以前に作成又は取得した行政文書について記録した管理簿（以下「旧管理簿」という。）の2種類がある。

それぞれ別に作成、管理されており、新管理簿は、愛知県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）が所管する総合文書管理システム（以下「システム」という。）により行政文書の管理を行っているため、文書管理規程及び文書管理規程の運用の規定に基づき、警務課長が、すべての所属の新管理簿のデータを、システムにより作成している。

一方、旧管理簿については、旧文書管理規程に基づき、各所属でエクセルファイルにて手作業で加除訂正し、作成及び管理している。

また、行政文書ファイル管理簿は文書管理規程及び文書管理規程の運用又は旧文書管理規程に基づき、毎年6月30日までに、それぞれの作成者が、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）に提出することとなっている。

行政文書ファイル管理簿の更新にあたっては、提出された新旧管理簿に、個人情報などの不開示情報を含む等、公表に適さない行政文書ファイル名が登載されていることがあるため、住民サービス課において、行政文書ファイル名の点検を行った上で、各情報公開窓口に行行政文書ファイル管理簿を送付することで、毎年、情報公開窓口に備え付ける新旧管理簿の更新を同時に行っている。

#### ウ 請求人の主張の不当性

請求人は、本件審査請求において、「開示された文書はA4、4枚であった。開示すべき文書はもっと存在するので開示を求める。行政文書ファイル管理簿（令和4年6月）は、A4で100枚を超える。それなのに今回分は4枚しかないのは、不合理である。文書が極端に減るのはありえない」旨主張している。

しかし、本件開示請求を受理した時点で、稲沢警察署で作成、管理されていたのは、情報公開窓口に備え付ける前段階の全4ページの令和5年6月版の旧管理簿のみであり、稲沢警察署の新管理簿については、3の(2)で述べた、管理簿の更新作業の途中であったため、本件開示請求の対象文書として旧管理簿のみを特定し開示をしたものである。

また、審査請求書に記載の趣旨及び理由のうち、「私は、令和5年8月9日」、以降の主張については、本件処分に関係のないものであり、請求人の独自見解であり失当である。

(2) 結語

以上のとおり、請求人の主張は理由がないものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「行政文書ファイル管理簿（令和5年6月）について、開示された文書はA4 4枚であった。開示すべき文書はもっと存在するので開示を求める。行政文書ファイル管理簿（令和4年6月）は、A4で100枚を超える。それなのに今回分は4枚しかないのは、不合理である。文書が極端に減るのは、ありえない。」と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

処分庁によれば、本件開示請求を受理した時点で、稲沢警察署で管理されていた行政文書ファイル管理簿（令和5年6月）は、情報公開窓口に備え付ける前段階の全4ページの令和5年6月版の旧管理簿のみであったため、旧管理簿のみを特定し開示をしたとのことである。

また、当審査会において処分庁に確認したところ、稲沢警察署の令和5年6月版の新管理簿は、文書管理規程に基づき、警務課がシステムにより作成し、住民サービス課に提出した後、住民サービス課が点検を行った上で、同年10月に住民サービス課から稲沢警察署に送付したことから、本件開示請求を受理した時点では、稲沢警察署において新管理簿を管理していなかったとのことである。

これらのことからすれば、本件開示請求に対して、本件行政文書である旧管理簿のみを特定したという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の特定については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 行政文書ファイル管理簿（令和5年6月）（請求日現在、稲沢署警務課で保管するもの）

別記2 行政文書ファイル管理簿（稲沢警察署）（令和5年6月）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 0 . 5	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 4 . 1 8 (第 684 回 審査会)	処分庁職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 5 . 1 0 (第 685 回 審査会)	審議
6 . 6 . 2 8	答申